

京都教育大学学位規程

平成16年 4月 1日 制 定

平成26年12月24日 最終改正

(趣 旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項の規定に基づき、京都教育大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

(学 位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び教職修士（専門職）とする。

2 学士及び修士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

教員養成課程 教育学

大学院修士課程 教育学

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院の修士課程を修了した者に授与する。

3 教職修士（専門職）の学位は、本学大学院の専門職学位課程を修了した者に授与する。

(学位の授与)

第4条 学長は、前条第1項の規定に基づき、学士の学位を授与すべき者に、別記様式1の学位記を授与する。

2 学長は、前条第2項の規定に基づき、修士の学位を授与すべき者に、別記様式2の学位記を授与し、修士の学位を授与できない者には、その旨を通知する。

3 学長は、前条第3項の規定に基づき、教職修士（専門職）の学位を授与すべき者に、別記様式3の学位記を授与する。

(学位の名称の使用)

第5条 学位の授与を受けた者は、学位の名称を用いるときは、当該学位名に「京都教育大学」の名称を付記するものとする。

(修士論文)

第6条 修士論文は、教育学研究科長に提出するものとする。

2 前項の修士論文は、専修に応じ、指導教員の許可を得て、演奏又は作品、及びそれらの関連論文をもって代えることができる。

3 教育学研究科長は、修士論文を受理したときは、修士の学位を授与できる者か否かについて、教育学部・教育学研究科教授会（以下「教授会」という。）の審査に付さなければならない。

(審査委員会)

第7条 教授会は、前条第3項の規定により修士論文が審査に付されたときは、審査委員会を設置し、修士論文の審査及び最終試験を行わせるものとする。

2 審査委員会は、修士論文を提出した学生が所属する専修の基礎となる講座等及び当該修士論文の内容と関連する講座等に属する研究科担当教員のうちから、指導教員を含む

3人以上の審査委員をもって組織する。

3 審査委員会に主査を置き、審査委員の互選により選出する。

(最終試験)

第8条 最終試験は、修士論文の審査に合格した者について、当該修士論文を中心として、口述又は筆記により行うものとする。

(教授会への報告)

第9条 審査委員会は、修士論文の審査及び最終試験が終了したときは、直ちにその結果を教授会に報告しなければならない。

(議決)

第10条 教授会は、前条の報告に基づき、修士の学位授与の可否について議決する。

2 前項に規定する修士の学位授与の議決は、教授会出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(審査結果の報告)

第11条 教授会は、前条の規定により修士の学位の授与を決定したときは、その結果を文書で学長に報告しなければならない。

(修士の学位授与の取消し)

第12条 学長は、修士の学位を授与された者が不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、教授会の議決を経て、既に授与した学位を取消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 前項の規定により、学位授与を取り消す場合は、教授会出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月24日から施行する。

別記様式1 (第4条関係)

		第	号
学	位	記	
大学印	氏	名	
	年	月	日生
本学所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士(教育学)の学位を授与する			
年	月	日	
京都教育大学長			印

(規格は、A4とする。)

別記様式2 (第4条関係)

		第	号
学	位	記	
大学印	氏	名	
	年	月	日生
本学大学院教育学研究科〇〇〇〇専攻修士課程において所定の単位を修得し修士論文の審査及び最終試験に合格したので修士(教育学)の学位を授与する			
年	月	日	
京都教育大学長			印

(規格は、A4とする。)

別記様式3 (第4条関係)

	第	号
学	位	記
大学印	氏	名
	年	月 日生
本学大学院連合教職実践研究科専門職学位 課程において所定の単位を修得したので 教職修士（専門職）の学位を授与する		
年	月	日
京都教育大学長		印

(規格は、A4とする。)